

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成30年12月17日（月）14:00～16:50

2. 場 所：経済産業省別館2階 238各省庁共用会議室

3. 出席者

【顧問】

市川部会長、岩瀬顧問、清野顧問、河野顧問、小島顧問、島顧問、鈴木雅和顧問、鈴木靖顧問、水鳥顧問、

【経済産業省】

高須賀統括環境保全審査官、沼田環境審査担当補佐、高取環境審査専門職 他

4. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

山口宇部パワー株式会社 「西沖の山発電所（仮称）新設計画」

・環境影響評価準備書、意見の概要と事業者見解の説明

5. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配付資料の確認

(3) 環境影響評価準備書の審査について

山口宇部パワー株式会社「西沖の山発電所（仮称）新設計画」について、準備書、意見の概要と事業者見解の説明を行った後、質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

6. 質疑応答

(1) 山口宇部パワー株式会社「西沖の山発電所（仮称）新設計画」

<準備書、意見の概要と事業者見解の説明>

○顧問 ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りますけれども、今日ご欠席の顧問からあらかじめ意見をいただいておりますので、その紹介をお願いいたします。

○経済産業省 それでは、本日ご欠席の先生からあらかじめ準備書についてのコメントをいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、準備書の3ページについてのご意見でございます。最近の石炭火力発電所準備書に対する環境大臣意見では、パリ協定を踏まえた石炭火力発電の将来的な経済性に対する厳しい意見が述べられています。それに対する御社の見解について簡潔に書いておく必要があるのではないのでしょうか。

46ページ、49ページ、下関地方气象台等の風速計の地上高を示してください。

67ページ、石炭が原因と疑われる飛散物があったという住民からの苦情は周辺で出ていないのでしょうか。

207ページ、水銀の排出基準について今回の施設は新設に相当するという点でよいのでしょうか。

490ページ、第12.1.1.1-8表の最上部にある「不安定」等の分類は、気象指針のものではないことが分かるようにしてください。

543ページの後にも、51ページのような、ここに記載されている大気測定局の位置図があった方が分かりやすい。

590ページの粉じんの影響評価で走行台数の割合だけでいうとかなり大きく、ロジックとして苦しいので、もう少し説明に工夫ができないのでしょうか。このコメントは676ページについても同じということでございます。

次に、629ページ、近隣の他事業者の煙突が建物ダウンウォッシュの起こる基準の範囲にないことを確認してください。

650ページ、第12.1.1.1-84表「排煙中の重金属等の微量物質濃度」は、使用を予定している石炭の中での最大値を示しているのでしょうか。

662ページ、炭じん発生箇所の風速とは具体的にどこの風速なのでしょうか。

667ページ、貯炭場の周りの風速分布の風洞実験結果について、風洞実験の実験条件（入力風・乱れに関する情報、周辺建物の状況、どのように石炭が積み上がっていることを想定したのか）及び結果の風速分布についてももう少し詳しい結果を示してください。このようなコメントをいただいております。以上でございます。

○顧問 ありがとうございます。

それでは、まず今のご欠席の顧問からのコメント、ご意見について、何か事業者さんとして答えるところがあれば、お願いします。

○事業者 ありがとうございます。今の質問につきまして、若干概略になるかもしれませんが、回答いたします。

上から順番に申し上げますが、最初に3ページの石炭火力についての考え方でございます。環境大臣意見におきまして、厳しい意見が出ていること自体は、私ども事業者としては承知しております。ただし、他社事業に関するものについて、詳細について私どもからコメントする立場にはないものかとは思いますが、今回の私ども山口宇部パワーとしましては、あくまでエネルギー基本計画を踏まえまして、今回の事業を通じて石炭火力の低炭素化に貢献していきたいと考えてございます。

詳細につきましては、この後の審査等でまた説明させていただきたいと思っております。

続きまして、46ページ、49ページにございます下関地方気象台の風速計の地上高でございますが、下関地方気象台の高さが14.4m、宇部地域の気象観測所が9.7mでございます。

続きまして、67ページの石炭が原因と思われる苦情につきましては、確認しましたところ、宇部市さん経由で2009年と2010年に2回ございましたが、こちらの方は、宇部興産さんの方で両方調査しました結果、コールセンターからの石炭が原因かどうかというところは特定までは至らなかったと伺っております。そのときの対応につきましては、宇部市さんの方にもこの調査結果を報告しまして、了解いただいているということになってございます。この2009年、2010年以降、苦情はございませんということで伺っております。

続きまして、207ページの水銀の排出基準につきましては、今回の施設は新設に相当するということで、煙突での水銀濃度が $8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ という基準が該当するというところで考えてございます。

続きまして、490ページの「不安定」の分類につきましては、ご指摘のように記載を検討しまして、評価書の方で修正すべく、修正案について検討させていただきたいと思っております。

続きまして、543ページ以下の大気測定局の位置図につきましては、こちらも追加することで検討したいと思います。

次ですが、590ページの粉じんの影響評価で、走行台数の割合のロジック等につきましては、今回の評価においては一般車両の交通量が少ないため割合が大きくなっているということでございますけれども、こちらにつきましても、説明の工夫ということで、今後事務局と相談させていただきたいと思っております。

その次ですが、629ページの近隣の他事業者のダウンウォッシュのところでございますが、こちらにつきましては、確認しましたところ、ほかの事業者の煙突から最も大きい建物である私どもの計画しているボイラーまでは500m前後は確実に離れておりますので、建物ダウンウォッシュの基準外と考えてございます。

次、650ページの排煙中の重金属等の微量物質濃度は石炭の中での最大値かというご質問ですが、こちらにつきましては、事業者見解でお示ししているとおり、環境影響が一番大きいというか、厳しくなるように、成分ごとにそれぞれの炭種の最大値を踏まえた設定とさせていただいております。

次、662ページの炭じん発生箇所の風速につきましては、今回検討しております石炭パイルの表面、高いところで上面といった方よろしいのかもしれませんが、石炭パイル表面、あるいは上面の風速を使っております。

次が667ページですが、貯炭場周りの風洞実験結果について、実験条件につきまして、もうちょっと細かくというご指摘かと思っておりますので、細かい実験条件につきましては追加することで、その内容につきまして、今後事務局と相談させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○顧問 ありがとうございます。

追加修正の内容については次回以降に示していただくということでよろしいですか。

○事業者 はい。

○顧問 ご欠席の先生の意見に関して、何かご意見ございますか。

○顧問 ご欠席の先生の貯炭場の意見、ちょうど私も聞こうと思っていたのですが、それだけ先にお聞きします。

貯炭場の風洞実験の条件は後で示されるということで、それで拝見したいのですが、風洞実験をしたときに、石炭をある程度の形状に積み重ねて、その形状の上で測定して、その風速比をもとに計算されたという理解でいいわけですね。

○事業者 はい。

- 顧問　それに関連して、そのときのバックグラウンドの解釈を教えてください。準備書の668ページには、石炭粉じんの飛散のバックグラウンドを、現況の測定値を基に風洞実験の結果である発生量を重ねて評価したとあります。現状の施設でも、第4貯炭場を既に使われていますよね。そうすると、ある程度野積みされて、そこから発生しているものがあると思うのですが、それと将来拡張した貯炭場による差分を風洞実験して、それを現況に重ねるべきではないかと思うのですが、その辺の考え方は今どうなっているのでしょうか。
- 事業者　今のご質問ですけれども、今回私どもでやった結果は、結論から言いますと、差っ引きはしておらず、今ある貯炭場のものをバックグラウンドに、簡単に言いますと今置いてある石炭から出ているものもバックグラウンドに入っておりまして、それにさらに将来積む石炭を上追加というか乗せているような結果がこちらに載っております。
- 顧問　今説明されたようなことを資料として残しておいてもらいたいのが1つと、あと、将来の石炭が積む範囲は、現状の第4貯炭場よりも量が増えて広がるということなのですか。将来どのように広がるかについても、どこかに資料で残してほしいと思ったのですが。
- 事業者　今計画しているところでは、第4貯炭場の面積自体は恐らく変わらない、ほぼ同じ面積なのですが、恐らく石炭は、現状置いてあるよりは増えることになると思います。
- 顧問　すみません、私、第4貯炭場のことがちょっと分からなかったのですけれども、5ページの下から4行目に、第4貯炭場を拡張して使用すると書いていますね。7ページの写真を見ると、第4貯炭場の石炭の写真が載っているのですけれども、9ページの新しい貯炭場を見ると、第4貯炭場からちょっと離れていて、第4貯炭場がなくなって、新しくできているような感じにとれる。一部重なっているところがあるのかもしれないのですけれども、7ページと9ページを見ているだけだと、拡張というよりも、むしろ第4貯炭場がなくなって、新しいのができたようなイメージにとれるのですけれども、そこはいかがですか。
- 事業者　概略で申し上げますと、今は、ご指摘ありました7ページの写真にありますように、第4貯炭場というのはちょうどこの角のところに、石炭なので若干黒く見えますけれども、このエリアが第4貯炭場ということで使っておりまして、ただ、運用によ

って、使うときと使わないときがありますので、この全面に石炭を置いているわけではございませんので、このエリアを一応第4貯炭場と定めて、運用によっていろいろな置き方をしているというのが現状でございます。

今後につきましては、9ページにありますように、そのエリアはそのまま使うのですが、その中で、ベルトコンベアから貯炭設備を使って、簡単に言うと、海側にありますようにドーナツ型みたいに石炭を積むエリアと、もう1つは、その向こう側に、奥にございますけれども、こちらは恐らく若干陸路のトラックとかブルドーザーを使いながら、いわゆるパイルのように積むエリアと、その2つに分けて、計画的に使っていきこう。そういう今後の計画ということになってございます。

○顧問 9ページの図には、現状の第4貯炭場が描いてないというように解釈するのですか。橋から渡ってきた、このカーブしている辺りが第4貯炭場ですよ。その辺が、石炭が積んであるようにとれるのですけれども。9ページですね。手前から橋がカーブしてくる、そのカーブの左右辺りが現行の第4貯炭場のようなイメージでとれるのですけれども。

○事業者 橋から来た最初のカーブのところを右に曲がってきますけれども、この辺りのエリアから先が第4貯炭場ということになりますので、エリアとしてはほぼ変わらないと思います。

○顧問 では、それが分かるような図を、これも図の角度も違うので、同じ配置図でどうなるかというのを示していただけると分かりやすいのですが。

○事業者 こちらの図面については、検討させていただきます。

○顧問 続けて、どうぞ。

○顧問 今ご質問のあった668ページの石炭粉じん沈着量の予測結果についてお尋ねしたいのですが、最大沈着量というのは、669ページの▲が付いている地点ということですよ。

○事業者 はい。

○顧問 そのバックグラウンドとして、至近の現地調査地点①における量を使われたということではありますが、574ページの図を拝見しますと、この①の地点よりも、自治体が調査されている地点、16番や12番の方がずっと至近にあるようです。最大沈着量地点には16番が一番近いのではないかと思うのですが。574ページの●の16番ですね。

○事業者 ご指摘のように、確かに▲のところには16番の方が距離は近い。そのとおりでと思います。

○顧問 それで、自治体が測定された地点について、月別の量は示されていないのですが、64ページの経年変化を拝見しますと、27年度の16番が5.7 t とかなり高い。その地点に係わらず、自治体が測定された地点の経年変化の図を65ページで見ると、平成27年度が全体的にかなり高い量になっているのですけれども、これは理由が何かお分かりでしょうか。

○事業者 27年度につきましては、ちょうどこの測定した月あたりのところで大雨が何度かありまして、それによってデポジットゲージとかがかなり振れたのではないかとということで、今のところ推定しております。

○顧問 この図に示されているのは年の平均値ですけれども、それが雨の影響でこんなに増えたということですか。

○事業者 はい。

○顧問 分かりました。

62ページにある降下ばいじんについての記載ですが、平成24年度から28年度の経年変化はほぼ横ばいで推移していると書かれているのですけれども、65ページの図を見て、横ばいというのはちょっと無理があるのではないかなと思いますので、その点も含めてご検討いただければと思います。

○事業者 はい。表現については検討させていただきます。

○顧問 27年度は4 t を超えているので、4 t を超えている理由についてちょっとコメントを入れられた方が。

○事業者 再度確認しまして、注釈をつけるなり、ちょっとしたコメントを検討させていただきます。

○顧問 次の先生。

○顧問 では、大気関係、少し質問します。

ほかの石炭火力事業でも聞いたことがあるのですが、年間の設備利用率100%で石炭使用量とかCO₂排出量が書かれていますね。これを、できれば実際の8割なり9割ぐらいの設備利用率で具体的にCO₂は年間何t出るかとか、そういうのを追記していただくということは可能でしょうか。

理由は、CO₂は年間積算で幾ら出るかというのが大事なので、それが現実的な量として幾らあるのかというのを明示しておくべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○事業者 おっしゃるように、100%利用率というのは、事業者見解にも書いてありますように、定期点検、あるいは中間点検の頻度から、2年に1回の定期点検と、月によってはある年、あるいは年度ならある年度、点検がない年が想定されて、そこで完全に回れば100%というのが最大ということで、私どもとしては環境影響最大という意味で100%ということで書かせていただいております。

ただ、一方で、先生のご指摘のように、それが毎年続くわけでもございませんし、当然、何年に1回の点検という話ですので、例えば、3年とか5年平均でいきますと、恐らく100%ということはありませんで、先生もおっしゃられたように、例えば70%台から80%台という数字になるとは思いますので、今後、おっしゃるように、いわゆる現実的なというか、例えば想定平均とか、そのような形での記載については検討させていただきたいと思います。

○顧問 では、それはちょっとご検討ください。

次のところは、住民意見にもあったのですが、住民意見を読む前に私も気になったのですが、準備書の361ページに、方法書に対する知事意見があって、知事意見に最新鋭のばい煙処理施設の導入を検討してくださいと書いてあります。事業者の見解としても、最新鋭のばい煙処理施設の導入を計画しますと書いてあるのです。

それを見ながらばい煙の諸元を見ると、窒素酸化物が22ppmとか、ばいじん8mg/m³というのは少し大きいのではないかと思います。本当は諸元を再検討するなり、あるいはこの事業者の見解のコメントの書きぶりが、知事意見に最新鋭とあったからそのまま最新鋭と書いているのですけれども、何かしら事情があってそれを達成できないのであれば、ちょっと補足する必要があるのではないかと思ったのですが、そこはいかがでしょうか。

○事業者 ばい煙処理施設につきましては、簡単に言いますと、集じん機、脱硝装置、脱硫装置でございますが、事業者見解にも書いてございますように、最新鋭のものを付けるということは間違いございません。今あります脱硫装置、脱硝装置、集じん機の効率としては、全て99%前後で、最新鋭の効率の設備を付けるということは、今調べた上で最新鋭を付けるということは間違いございません。ということなので、知事意見に関

するところは書いてあるとおりでございまして、今回の準備書でも、最新鋭の設備の設置は私どもも決断しているものでございます。

ただ、諸元につきましては、簡単に言いますと、その装置と燃焼する石炭とのマッチングによって、効率は例えば99%ということはフィックスできますけれども、いわゆる入り口側が石炭の性状などによって高くなったり低くなったりすれば、出口の諸元はそれによって左右されるものでございますので、私どもとしては、今回、将来燃焼する予定の石炭を数十種類いろいろなところから調査いたしまして、その中で、調達の可能性、今後どのぐらい調達できるかとか、その辺のところも考えた上で、負荷が最大となる石炭を想定して諸元ということになっていますので。

当然、良質な石炭を焚けば諸元が下がるということは十分に分かっておりますので、それはそれで私どもの取り組みとしては可能な限り良質な石炭を調達するように頑張ってはまいりますけれども、場合によって、調達の状況によっては、常というわけではないですが、あるときには高い炭を、安定して運転するためにはそういう調達をしなければならないことも想定できますので、その高いときの炭で諸元を設定させていただいておりますので、その分ちょっと高くなっております。

ただし、当然それが常に続くわけではございませんので、最新鋭の設備を入れた上で、姿勢としては良質な石炭に努めてまいりますけれども、ここで示させていただいている諸元を最大として見ていただきたいというのが私たちの今回の考えでございます。

○顧問 施設としては最新鋭の効率だけれども、燃料によって実際の諸元が変わってくるということは分かりました。ただ、今ご説明されたような内容を事業者の姿勢として補足説明資料などに残して、事業者としては最大限削減するよう努力するというような、その辺を残された方がいいのではないかと思ったのですけれども。

○事業者 検討させていただきます。

○顧問 石炭は今ある程度想定されているのですか。まだ石炭までは決まっていない。

○事業者 今想定しているのは数十炭種、常に調達部門の方で、今ある石炭、それから、これから10年、20年先とか、どういうのが出てくるかというのは想定しております。

○顧問 そうすると、幅では書けないということですか、今の段階では。

○事業者 ですから、幅と言いますと、今回書かせていただいている石炭が、例えばS分でしたら一番高いということにはなりません。

○顧問 だから、標準的な石炭とかというのは今の段階では出せないということ。

- 事業者 標準ですか。
- 顧問 標準というか、平均的な、何十種類も使うのですね、石炭としては。
- 事業者 平均というのは。
- 顧問 幅という感じでは出せない。
- 顧問 下の方がこれぐらいから最大ここまでみたい、もし書けるのであれば、ある
といいと思うのです。
- 事業者 実は、下の方というのは低い方ですね。こちらはなかなか難しいかなど。例
えば、同じ炭種でも、採るところによって若干ぶれもございますので、なかなか幅とい
うのは難しいかとは思いますが。
- 顧問 先ほどの先生が言われたように、折角一生懸命環境対策されているのに、ほか
と比べられると、最大の値を出すと、ちょっと飛び離れています。だから、その最大の
値を出されると、余り排ガス対策をしていないなというようにとられてしまう。水銀の
排出量についても住民意見がありましたけれども、あのようにはかと比べて最大だと言
われてしまう。あれはあくまでも最大だと説明されていますが、何かもう少し、幅で出
せるのだったら幅で出せば、大分、分かるのではないかと思うのです。神戸製鋼さんの
ときも結構いろいろあって、幅で出されましたけど。そういうのはまだ今の段階では
できないということですか。
- 事業者 そうですね。ちょっと再度検討してみます。炭種はいろいろ見てはおります
ので、幅でどの程度表現できるかというのはちょっと検討させていただきたいと思いま
す。
- 顧問 よろしくお願ひします。あと、大気関係で、最後に簡単なのを1つ。準備書の
51ページに、大気関係の測定局の図があるのですが、この図のNo.12、美祢青嶺高校、こ
この地点のデータが書かれていないという点と、あと、その地点が402ページ以降の予測評
価の地図から除かれているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。
- 事業者 お答えいたします。美祢青嶺高校については、52ページの表の注釈に記載を
しておりますけれども、平成29年2月に伊佐中学校から美祢青嶺高校の方に測定局が変
更になったという経緯があります。予測評価に当たっては、24年度から28年度の一般局
のデータを用いておりますけれども、29年2月以降ということで、測定時間数が有効測
定局の規定にある6,000時間に達していないということで、予測評価の一般局としては
対象から外してございます。

○顧問 分かりました。今の説明で理解できました。ありがとうございます。

○顧問 では、ほかの先生方、いかがでしょうか。

○顧問 石炭の性状について、関連して質問します。準備書650ページの、先ほどご欠席の顧問から質問があった、重金属等の微量物質濃度についての注釈ですけれども、「使用が予定されている石炭の濃度を用いた」と書いてあるのですが、これは、先ほどのご説明によると、「使用の予定されている石炭のうちで最も濃度が高いものを用いた」というように書き直した方が誤解が少ないのではないのでしょうか。使用予定という、標準的な炭種ということになってしまうので。

○事業者 ちょっと表現を検討させていただきます。

○顧問 次の先生、どうぞ。

○顧問 水環境のところで4点ほどお伺いしたい。

1つは、先ほどの資料「住民意見と事業者見解」の32ページNo.33の事業者見解のところを見ると、近隣の宇部興産の発電所が稼働している現状の予測をされていて、かつ、現況調査とのシミュレーション結果の再現性を確認している、ということが記載されています。この結果を是非示していただきたいというお願いです。

お願いする理由は、現状シミュレーションの諸条件の妥当性の検証ということもあるのですが、併せて、この場合は、宇部興産の発電所の放水口が湾奥の方にあり、今回の新設発電所の水中放水口の位置する海域に背後から入ってくるわけです。そうすると、水中放水の流動が、宇部興産の温排水の拡散にも結構影響を与えることが、形状的には可能性として考えられます。そのため、現況がどうなっていて、それが水中放水によってどのように影響を受けているのかということを確認したいと思いました。是非示していただければと思います。

○事業者 こちらの再現の結果につきましては、また資料等でお示すべく、調整させていただきます。

○顧問 お願いいたします。

それから、予測に関連して、これはちょっと細かいことなのですが、準備書840ページ「Ⅲ. 流況」のところで、ここではM₂分潮が卓越しているので、海域の流動条件としてはM₂分潮を設定したと書かれています。しかし、調査結果ではM₂分潮の記載と一緒に平均流の記載もあったと思いますが。

○事業者 814ページとか815ページですね。

○顧問　　そうです。要は、M₂分潮だけでなく平均流のパターンもこの予測の中に考慮されているのか、いないのかを確認したいのです。

○事業者　　お答えいたします。平均流については、一応考慮はしました。ただ、境界条件に与える周期境界条件のところに定数項で与えようとしたのですが、数字を与えると、計算結果が現状とちょっと合わなくなってきたものですから、結局はゼロという数値を与えたということで、考慮はしましたけれども、周期境界条件の式の中の定数項はゼロというような取り扱いをしております。結局、数字を与えない方が平均流の再現性はよいというふうに判断いたしました。

○顧問　　平均流の再現性、つまりモニタリング結果との整合性という意味ですか。

○事業者　　そうです。

○顧問　　そういうことですか。できれば、次回、あるいは現地調査の時に、その辺のシミュレーション結果等を明示していただければ、分かりやすくなるかと思えます。よろしくをお願いします。

○事業者　　分かりました。

○顧問　　3つ目ですが、ノリへの影響についてお聞きしたい。水中放水することによって高温域が出ないので、それほど水温によるノリへの影響は考えられないだろうということでしたが、水中放水する場合、かなり浮上点付近の流速が速くなります。そうすると、その流れの影響でノリの養殖に影響がないのかどうか、少し気になるのですが、それについての見解はいかがでしょうか。

○事業者　　お答えいたします。おっしゃるように、水中放流でございますので、浮上点のところは、当然流れが速くはなりますけれども、実際の、今回ノリの養殖をしている場を考慮した上で放水口、浮上点なども検討しました結果、今回の放水口の位置であれば、浮上点は、ノリの養殖をしている、具体的には、準備書の8ページの図面を見ていただきますと、赤枠の中に放水口がございます。ここから水中放流になりますので、浮上点というのは、これより先ですので、例えば、赤枠の角のあたりとか、この辺が浮上点で、流速が速いということかと思えます。

それに対しまして、ノリの養殖というのは、場所としましては、この8ページの図でいきますと、この青のところは狭くなったところ、いわゆる厚東川の河口と言いますので、丁度角ですね。この絵でいくと、この辺りですね、丁度海が狭くなっている辺りのところから、その横の方にノリの養殖場が広がっておりますので、浮上点とノリの養

殖場というのは数百m以上離れていますので、速い流速の影響というのは回避できているかということで私どもは考えてございます。

○顧問　　どこかのページにノリの区画の絵が確か載っていたような気がします。近いかなと思っていましたが、速い流速域はそこに余りかかってないということですね。

○事業者　　すみません、準備書の858ページのところに、ノリの養殖のところではございませんけれども、流速が変化する分ということで平面図を描かせていただきました。ノリの養殖と申しますのが、211区域ですと、図で言いますと放水口の右側、東側の方でございます。それと、本山岬のちょっと西の方ということで、この辺りに関しましては、放水流による流速変化は余りないであろうと判断しております。

○顧問　　分かりました。この858ページの流れは潮流によって多少振れるとは思いますが、それを考慮しても、大丈夫だろうということですね。分かりました。

最後に1つ、環境監視計画についてですが、これは、ほかの地点でもお願いをしていることですが、水温について、取放水口の出口の温度だけではなく、環境水温についても、運開後、1年ないし数年、環境調査していただいた方がよろしいのではないかと申し上げます。特にこの地点は、先ほどから出ているノリへの影響というのが一番注目されているところでもありますので、運開後の環境水温についても監視された方がよいのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○事業者　　ありがとうございます。温排水のモニタリングのお話かと思えます。それにつきましても、今回、予測とかをしっかりとやらせていただいたと認識しておりますけれども、今後、運開した後の、あるいは前後になるかもしれませんが、モニタリングにつきましても、地元関係者を含め、今後相談させていただきたいと思えます。

○顧問　　よろしく申し上げます。以上です。

○顧問　　ほかの先生、いかがでしょうか。次の先生。

○顧問　　私は、騒音とか振動とかの関係で、コメントやら質問等させていただきますけれども、基本的には、稼働時の騒音は、隣家との距離が1km以上であるから影響ないという判断で、評価項目からは非選定ということなのですが、それに関連して、374ページに非選定の理由が書いてあるのですけれども、1kmというようなこと。併せて書けば、主要な機器を屋内配置する対策等に加えて隣家との距離がというように書いた方が、もしかしたら親切かなと、余計なお節介ですけれども、感じました。

○事業者　　ありがとうございます。検討させていただきます。

○顧問 前の方には記述してあるのですけれども、その方が、まとめたところに理由をはっきり書かれた方がよろしいかなと思いました。

それで、その距離の話なのですけれども、前の方のページに戻って、182ページから、学校、病院、住居等との関係という記述がございますけれども、病院、あるいは学校という数値は分かるのですが、住居が数値的に言うと1.5kmというような最小の距離なんです、それが分からないということです。都市計画地域の指定の項目ですけれども、少し前のページに載っているのですが、そこに、説明のところに参照の位置があった方がよろしいのかと思いました。そんなところが稼働時の騒音に関して気になった点です。ご検討いただきたいと思います。

○事業者 はい、検討させていただきます。

○顧問 それから、建設工事の道路交通騒音の影響ということで、これは予測されているのですけれども、それでちょっと気になった点がございまして、予測地点として①、②、③の3地点選ばれていて、工事車両の比率から言うと、①は微増、②がほぼコンパラブル、③が支配的になるというようなことで、環境基準は、予測結果ではまあぎりぎり、工事車両全てということではないですけれども、守られるという結果なのですが、現況値を説明する予測計算というのが、およそ3デシベルぐらいつつ予測値の方が上回っているという結果が表に出ています。

例えば、689ページ。69デシベルに対して72デシベル、62デシベルに対して64デシベル、58デシベルに対して61デシベルというように。どうしてこの差が出たとお考えなのか。これ、密粒舗装ですよ。通常、こういう場合には、例えば排水性舗装がされているというようなこととか、あるいは場合によっては交通流として、定常走行ではなくて非定常走行のパワーレベルを用いたというようなことで説明がされるのですけれども、この辺の3デシベルの差というのは、これぐらいの差は出てこないわけではないのですが、この地域においてはどんな状況だったのか。調査地点、あるいは予測について、現地に行ったときに何かお気づきの点があれば教えてほしいなど。

○事業者 この差につきましては、再度、調査したときの状況とか調査結果をもう一度見直して、どのような原因かというのはちょっと検討させていただいて、また次の機会にでも説明できるようにしたいと思いますので、ちょっと確認させてください。

○顧問 よろしく申し上げます。

あと気になった点が2点あるのですけれども、702ページ、振動の予測ということですが、ほかの事業者さんにも申し上げていることなので、ここでも申し上げたいと思っているのですけれども、702ページに「d 予測手法」という記述がございます。振動の伝搬理論式（旧建設省土木研究所提案式）という、伝搬の予測式、理論式では決してないので、この辺はご検討いただきたいなど。正確を期せば。あるいは、伝搬の予測式というような形ならば、理論式が書いてあるわけではなくて、あくまでもL₁₀を予測するためのいろいろな手法を駆使してやられた結果が説明されているというように理解していますので、その辺はご検討いただきたい。

○事業者 再度こちらを確認して、表現を考えたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 ほかの事業者さんにも言っているので、ここでも申し伝えたいと。

それから、もう1つ気になった点。29ページの主要な機器の種類と容量という表。これもほかの事業者さんにもお伝えしているのです。ボイラー、蒸気タービン、発電機、主変圧器と書いてありまして、種類、容量、種類、容量と書いてあって、右側に数字が書いてあります。これ、容量というのは適切ではないのではないかと。例えば、このページでいうと、欄外に注で「ボイラーの容量は」と書いてありますけれども、要するに蒸気発生量ですよ。これは容量ではなくて蒸気発生量とか、要するに、いろいろな機器のカタログスペックに書かれているような、その数値が何を意味するかというのが、一般的にその業界で使われている用語をお使いになった方がよろしいのではないかなと。

それはその次のページ等にもあるので、以下、ちょっと見ていただいて、直せる範囲で結構だと思うのですけれども、変更された方がよろしいのではないかなと。変圧器は容量でしょうけれども、発電機だとかボイラーとか、ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。検討させていただきます。

○顧問 はい、次の先生。

○顧問 4点ばかりお聞きいたします。

まず、36、37ページ、取放水の水深ですけれども、住民意見の方に数字が挙げられていましたが、この36、37ページの図をよく見ると、これかなというのが分かるのですが、明確に数字が中に、取水の水深と放水の水深が示されていないので、それをどこか適切なところに書くようにしてください。

○事業者 はい、わかりました。

○顧問 次に、727ページに水質の調査点の位置が書かれていますが、説明としては、取水された層が0.5m層と中層の5mで、水深が5mよりも浅いところは5m層はなしという説明がございしますが、取水層が7mから10mぐらいのところになってきて、放水の水質の予測をするのに取水の水質が使われていますけれども、この取水口のあたりの水深では調査はされておられるのでしょうか。

ここに書かれている範囲だと、●のところになってくると思うので、表層の値しかとっていない。

○事業者 近い位置としては、St. 7かと思います。

○顧問 そこですと表層だけです。

○事業者 はい。

○顧問 実際の取水層は、温度躍層以深になってくると思うので、どちらかといえば深いところで、現状では表層の値の平均値をもって取水の水質と仮定されていると思うので、ここは比較的浅いし、余りNP濃度も高くないので、そんなに表底層で差はないかもしれませんが、ただ、成層期などだと表底層で差が出てくる可能性があるので、放水の水質を予測するには底層の水質も加味した値を用いられた方がよろしいと思うのですが、その辺の値はとってはおられないですか。

○事業者 恐らく今は、確かに表層の水質をサンプリングしたデータだけでございます。実際の工事というか、実際作るときには、少し掘り込んだ上でやりますので、そのときに確認はできるとは思うのですが、現状は浅いところなので、その可能なデータということになってございます。

○顧問 分かりました。実際の工事のときに再確認するということですか。周辺のSt. 6とか、St. 5とか、St. 9とか、St. 12とか、こういう点での表底層差が、この中には書かれてありませんが、どの程度にあるのかというところが分かると予測がつくところになってくると思うので、そのデータを次の機会にお示しいただければと思うのですが、よろしいですか。

○事業者 おっしゃるように、底層でとっているのは周辺のデータしかございませんので、こちらについては再度確認させていただいて、それが一番水質の参考になると思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○顧問 お願いいたします。

次に、これは、本当は方法書段階で言うべき意見だと思うのですが、方法書に参加しなかったので申し訳ありませんが、1079ページ、海藻草類の調査位置が示されています。潮間帯は別ですけれども、海藻草類として調査される場合は、その地点に応じて、生息する限界まで、現況把握という視点からは、深い方も含めて、生息している範囲は一通り押さえるというのが基本で、これまでもそうしてきていると思うのですが、この地点では、4つ地点を置かれています、その次のページ、1081ページにあるように、岸から100mか200mぐらい、水深5mぐらいのところまでのデータしか押さえておられない。植物ですと大体水深20mぐらいのところまで生息しているケースが多いのですが、ここで5mで切られたというのは、ここから先に生息はないということを確認されているのであれば問題はないのですが、ここで切ってしまうと、この現況把握というのが必ずしも十分ではないと思えるのですが、ここで切ってしまった理由というのは何か。

○事業者 現場のこの調査点に関しては、当然事前に現場を見て、調査のときにも把握した上で調査をやっておりますので、恐らくこの図面に書いてあるところぐらいが生息の限界なのかなとは思いますが、詳細、現況調査のときのデータを再度確認させていただきます。

○顧問 ご確認をお願いします。後の参考データとして、藻場は書かれていないということですが、環境省のこの海域の調査データも併せて示していただけると、概況が少し見えるかなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

もう1点ですが、858ページの下の方ですけれども、放水口の大分前に海底に構造物みたいなものが見えるのですが、これは何なのですか。

○事業者 こちらは、858ページの下の方の第12.1.2.3-2図のところの、今先生がおっしゃられた下のところにも赤線が書いてあるのですが、これがこの海の航路でして、航路のところを浚渫して掘ってありますので、その角というか、端のところ、縮尺の関係でちょっと尖って、構造物のように見えるのですが、これはその際というか、航路の角のところ縮尺の関係で突出して見えているだけで、構造物ではございません。

○顧問 航路というのは、どこが航路になるのか。

○事業者 手前側です。

○顧問 手前側ですか。分かりました。ありがとうございます。

○顧問　ほかの先生、いかがですか。先生、どうぞ。

○顧問　緑化計画についてお話ししたいのですが、43ページに「緑化計画に関する事項」とあって、山口県の条例で、環境施設面積を含む割合（15%）を確保する計画であると書いてあるのですが、この条例では、環境施設5%で緑地が10%で合わせて15%という意味でしょうか。

○事業者　条例では15%ということになっていますので、すみません、両方合わせるか、内訳の方は手持ちがないので確認させていただきます。

○顧問　確認してください。もとの工場立地法では、5%+20%で25%となっているのです。自治体がそれに対して独自に定めていいということになって、山口県では15%となっているのですが、これがどういう15%か、それを確認していただいて、かつ、次の44ページに緑化計画図がありますけれども、この緑色の部分が何%なのかがどこにも書いていないのです。だから、この図で求積した数字が、環境施設が何m²で何%で、緑地が何m²で何%かということをしつかり求積してほしい。15%を超えていると言われても、具体的にどういう数字になっているのかが分からないので。

これは法律によって決められている必要な緑地なので、担保しなければいけないのです。だから、前提としては、それがすぐ別の土地利用に変わってしまったり、良好に管理されなくて緑地としての機能を満たしてないとか、そういうことのないようにということが前提ですから、しっかりした緑地をまず法律どおりの数字以上に確保すると。それが一体どこの場所にどうなっているかということがこの図だと思うんですけどね。

そうすると、例えば、断面図を見ても、スケールも書いてないし、このハッチの部分は土壌改良を示しているのか、何を意味しているのかがよく分かりませんが、かなり平坦にできていて、例えば、いろいろな残土を使って盛土した中に植わっているように見えますけれども、実際こういう海浜埋立地の工場の緑化というのは、かなり土壌改良したり盛土をした上に緑化しないと、その後の生育が保証できないのです。本当にこんな断面で緑化するのでしょうか。その辺もちょっと見てほしい。

それから、非常に幅が狭いのです。緑地の幅が一体何mあるのかがこの図ではよく判別できないのですけれども、最低10mぐらいないと、緑地と言えない、私の個人的見解ですが。これは別に法律で規定はされていないかもしれませんが、自治体によっては、最低幅何mとかと指導しているところもあるのです。だから、面積と質ですね。

それから、この図の北側に割と固まった緑地があるのですけれども、これの断面図はないのですが、A-A'、B-B'、ここもC-C'で計画しておくべきだと思います。

さらに言うと、9ページに完成予想図が描いてあるのです。ここで薄緑色に塗ってあるのですが、これは芝地なのでしょうかね。ただ、ここに緑地が描いてない、つまり植樹の部分が描いてないということは、法律上設置しなければいけない義務的緑地とそうでない緑地が全く区別なく描いてある。これで本当にいいのかどうか。だから、緑化計画図で緑色に塗った部分は、完成予想図にきちっと明示して担保してほしいというのが希望です。

私が今まで見てきた火力発電所の工場緑化から見ると、私見ですけれども、結構緑地計画は貧弱です。言葉はあれですけれども。やはりSDGsに対する貢献とかCSRの観点から言って、工場の敷地の景観というのは企業イメージとしてかなり大事だと思うのです。その意味で、法律上の数字を守るのはいいとしても、ここは一般の方が工場見学に来るかどうかわかりませんが、この緑化計画のこういう配置とか、幅とか、設置から言うと、もう少し努力した方がいいのではないかなというのが私の個人的見解です。

あと分からなかったのは、B-B'断面があるところの左右が白地になっているのですけれども、この土地利用は将来的にどうなるのかがよく分からないのですが、B-B'の緑地の断面の右の方は当社工場敷地だと思うのですが、左は、他社でもなく、発電所敷地でもないのですけれども、これは一体どのようなのでしょうか。

質問は以上です。

○事業者 ありがとうございます。最初の緑地の面積の内訳等は、しっかり明示できるように、再度、お示しできるように対応したいと思います。

それから、44ページの図につきましては、ご指摘ありましたように、それぞれの面積の内訳とか、そちらも明示できるように対応したいと思います。

あと、9ページの図との整合というか、こちらもまた検討したいと思います。

最後にありましたB-B'断面のところの白い場所でございますが、こちらは発電所敷地になります。今考えてございます利用対応としましては、定期点検の資材置き場とか、メンテのときのヤードとかということで使うことで考えてございますので、ここは他社ではなく、私どもの発電所敷地ということでございます。

全体ひっくるめまして、緑化計画などについては、また詳細を再度お示ししたいと思いますので、ご意見を踏まえながら対応したいと思います。ありがとうございました。

○顧問 次の先生、どうぞ。

○顧問 簡単なことですが、参考資料の意見の概要と事業者の見解の22ページの12番について、ちょっと確認させてください。

御社の見解として、大気汚染による健康影響について予測手法がないということであり、ますけれども、発電所による健康影響というのはどういう意味なのでしょう。普通、健康影響というのは、発電所から排出される環境汚染物質による健康影響ということだと思えるのです。そのために、大気汚染物質なり、あるいは排水なりということ予測されているはず。それにもかかわらず健康影響について予測する手法がない、予測できないというのは、健康影響があるかもしれないけど、手法がないという意図で書かれているのですか。

○事業者 ありがとうございます。先生おっしゃるように、一般的に、発電所から排出する大気、水質による健康影響という整理かと思えます。私どもとしては、基本的な発電所の運営に関しましては、大気、水質、そのほかも含めて、いわゆる環境基準から紐付けております排出基準は当然しっかり守って運営していくということで考えてございます。

ただ、当然基準を満たしたものを排出しておりますけれども、そこから先の健康影響を予測しろということに関しては、その手法は私どもとしては持ち合わせていないという、すみません、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、趣旨はそういうことで書いてございます。

○顧問 PM2.5とか光化学オキシダントについて予測手法が確立されていないというのは分かるのですが、健康影響ということについては、さまざまな疫学研究の知見などが出されていますので、発電所による健康影響を予測する手法がないというのは、ちょっと認識不足ではないかと私は思いますね。

やはり環境基準自体が人の健康を保護するために設定されているものであり、それは基準を満たせばいいというものではなくて、それよりも排出をさらに低減させるという努力が必要であることは言うまでもありませんけれども、そういうことを書かれた上で、これらによる健康影響についてはわからないというような言い方をされると、私として

は非常に抵抗を感じるのですけれども、ほかの発電所の事業者さんの見解としてこういう記載というのは余り見たことがないのですが、あるのでしょうかね。

○顧問 これ、「環境基準と指針値を下回っている」で止めておいてよかったのですね。

○顧問 それで十分だと思います。

○顧問 だからこの4行は要らないということになる。

○事業者 分かりました。今後、表記などには気をつけて対応したいと思います。ありがとうございます。

○顧問 そのほか、いかがですか。

○顧問 まず1つ、生物関係のところ、1122ページと1190ページ、生態系のところなのですが、チュウヒとキジの「環境類型区分」という表現になっています。これは、基本的に現況の植生図から環境類型区分をしたものですね。その仕分けの仕方なのですが、チュウヒとキジで分ける必要があるのか。分類区分が変わっていますよね。例えば、チュウヒの方で作ったようなもので統一して説明をした方がよろしくないかなど。なぜわざわざ分けるのという話です。ちょっと検討してみてください。これは簡単な話です。

それから、先ほどの先生のところ、緑地の話が出ましたけれども、緑化計画の中身が、現況なり、それぞれの種に対する影響予測評価をした上で、どのようにそれが緑化計画に反映されているのかというのが全然読み取れません。A-A'断面とB-B'断面云々というのがありますけれども、C-C'断面というような話も出ましたが、それぞれの緑地の設計をするのに、現況なりの調査した結果をどのように反映されて、その緑地をどう考えているのかというのが全然読み取れません。まずそれが1点。

それから、それぞれの種の影響予測評価をして、例えば、環境保全措置として草地を準備しますという言葉が出てくるのです。1173ページから1174ページのところ、1174ページは図面です。整備する雑草地というのがあって、これは基本的に緑地、緑化なりの領域に含めるのか含めないのかというのが1点。

基本的な書き方として、いろいろな種に対して、この雑草地を用意するから影響は軽減できると言っているのですけれども、この雑草地というのは、どのように管理するかによっては、その種にとって生息環境として好ましいか好ましくないかというのが出てくると思うのです。そこをどう考えておられるのか。

1つは、これをどのような雑草地として管理するのか。維持はどうするのかということですね。恐らく、現地を見させていただいた感じだと、定期的に刈り払いなどをして、そこにアシ、ヨシが出てきて、それがチュウヒなどの繁殖場所として都合がいいとか、オオジュリンなどが丁度いいとかという話なのですが、キジにとって果たして本当に適当かというような面も出てくるのです。

それから、管理の仕方によっては、これは放置したら恐らく乾生化して、樹木が生えてきて、チュウヒなども繁殖できなくなるという可能性があるのです。そこら辺を、事業者として整備する雑草地というのをどういう扱いにするのかというのは、もうちょっと事業計画のところに書き加える必要があるのではないかと思います。

これは、工専地域が猛禽の繁殖地なり高頻度利用域になっている非常に典型的な例なのです。工専地域でこういう高頻度利用域のところを改変しなければいけないが、結論から言うと、周辺に類似の環境があるから影響は小さいとしています。利用域が全て工専地域なのです。工専地域でこういった繁殖、高度利用域という問題が出てきたときに、CSRとして、事業者はどのように考えるのかというのは、考え方を整理しておいた方がいいと思います。

多分、工専地域で、一般の人はほとんど入りませんから、こういう情報がない限りは、保全しろとかという話は余り出てこないと思うのですけれども、ある意味で、時間がたって、猛禽類などの重要種が入ってきたりするが、そこら辺を事業者としてどう考えて対応していくのか。アセスがなければ何ら議論もされずに工事はできるのですけれども、アセスをやってこういうことが明らかになったものを、事業者としてCSRの一環としてどう使うか、どうPRするかというのは、ちょっと考え方の整理をしておいた方がいいと思います。

もう1点は、キジのところもチュウヒのところもそうなのですが、行動が確認されたところと好適採餌環境、指数の算出のところ、1144ページ、事例がこう出ているのですが、1メッシュ当たりの平均植生面積というのが出ていますけれども、例えば、100メッシュがハンティング、これはたしか50m×メッシュですね、100メッシュあったとして、そのうちのそれぞれのメッシュの平均値を計算してしまっているのですけれども、それでいいのかなど。平均値にしてしまっているのですかね。

利用したものと利用しないものという、例えば、ヨシ群落が平均985m²、39.4%の割合を占める。使わなかった方のメッシュだと3分の1くらいに減っているということ

なのです。その比率をとって、面積比を採餌場の好適環境指数にしているのですけれども、何かすごく分かりにくいのです。

生物学的に見たときに、例えば、片方985m²という数値が出て、片方335m²というのが出てきたときに、使われなかった理由は何なのだろうかというのが、これだとよく分からないのです。単純に算術平均してしまっているから。最もよく使われた、これで行くと、平均値だから、ヨシ群落のところが非常に使われやすいということになるのですね。だけど、ヨシ群落でも使われないところというのものもあるわけですね。相当量、面積があるわけです。それはなぜというところが、単純にこの計算だけやっても、説明ができないのです。細かいところでは、そういったことについてもうちょっと検討が要るのかなという感じがします。

いずれにしても、工専地域なので、飛翔とか採餌の環境を見ると、相当改変区域に当たっているところがある。そこは影響を受けるだろうと。結論が、周囲にあるからいいというのではちょっとまずいかなというのと、雑草地を用意しますが、その雑草地の管理をどうするかによっては、使えなくなる可能性もある。そこら辺をCSR的にどう考えていくかというのは、考え方を整理しておいた方がいいと考えます。

以上でございます。

○事業者　ありがとうございます。類型区分については、再度、チュウヒ、キジに分けた方がいいのか、統一した方がいいのか、検討させていただきたいと思います。

準備する草地につきましても、一部、前の方には表記されていない部分もございますので、そちらの対応と、あと、おっしゃられたような、草地の今後どういう運用をしていくか、どういうメンテをしていくかみたいな話は検討してまいりたいと思います。

それから、先ほどありましたメッシュ当たりの平均植生面積、指数の話も、計算自体はこういうことではございますけれども、より見やすいのはどういう形かということも再度検討したいと思います。

全般として、先生の方でおっしゃられました工業専用地域における、今回の山口宇部パワーの敷地につきましても、工業専用地域で、浚渫土とか埋め立てで造成した地域が何十年も使わずに立入禁止になっていたということで、ある程度生物が繁殖して、いろいろな生物がいるという状況で、そこをいよいよ改変するときに、どの程度の対応というか保全措置ができて、どれが最適かというところの全体の考え方というか、そのスト

ーリーにつきましても、今後、説明できるように対応して参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○顧問　ほかに。先生、どうぞ。

○顧問　今の先生のご指摘で、実は私も、1174ページの整備する雑草地というところを見落としていたのですけれども、これは一体緑化計画の中でどう位置付けるのか。つまり、法律上担保されるのか、されないのか。

それと、先ほどの緑化計画で、植栽する植物が生態調査をどう反映しているかということのを他の先生がおっしゃっていましたが、正にそうなのですが、ここで新たに緑化する部分というのが、先ほどの雑草地を整備するのと同じように、どういう生態系を維持するためにこの緑地を設けるかという関連性がどこにもないのです。正に1174ページと44ページが全く結び付いていないので、これをきちっと結び付けて考察してほしいと思います。ちょっと念押しですが。

○事業者　ありがとうございます。ちなみに、用意する草地としては当然用意することと考えておりますけれども、最終的には44ページとの相関もしっかり書くようにしますが、現状、緑化率の中ではこれは入れておりませんで、それはなぜかと申し上げますと、用意する草地というのは、発電所敷地ではないということで考えておまして、用意する草地の道路の南側を発電所敷地として予定しておりますので、これ自体は、後で明確に示しますけれども、用意する草地ではありますが、発電所の敷地ではないので、緑化率の中には現状算定はしておりません。

ただ、用意することは間違いないのですが、そこをこれからどういう運営をしていくか含めて、今後しっかり説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○顧問　そうすると、ちょっと厳しい言い方をすると、雑草地を確保して、各種の影響を軽減するということがどれだけ保証されるのかということがちょっと不安ですね。ですから、雑草地の存在がどの位ステディなものなのか、その辺がちょっと曖昧なような気がします。そうすると、軽減措置をアセスで謳っておいて、その存立基盤そのものが本当にリジットなのかどうか、そこを確認してください。

○事業者　その草地が、どこの土地であって、そこがどのようにやるかという、今ご心配されている担保みたいなものにつきましても、説明するようになりたいと思います。ご意見承りましたので。ありがとうございます。

○顧問 はい、どうぞ。

○顧問 最後に1つ。すみません。時間も押し迫って申し訳ないのですが、温室効果ガスのところで、ほかに意見があれば言うつもりなかったのですが、意見が出なかったのと言っておきたいのですが、準備書の1257ページの下の辺りに、CCSについての取り組みを事業者さんとしてどう考えるかというところを是非書いていただきたいですね。最近、ほかの火力事業者は皆さん取り組みを書いていますので、そこは絶対書いていただかないといけないのではないかと。その辺、コメントとして要望します。

○事業者 CCSについての取り組みにつきましては、親会社も含めていろいろ取り組んでいるものがございますので、どのように表記できるか、検討してまいります。ありがとうございます。

○顧問 私も最後に1つだけ。

最初の石炭粉じんの予測に関して、9ページの図で、揚貯炭の仕方が分からないので。例えば、後ろの台形のパイルに石炭をどうやって積み付けるかとか、手前の円形のパイル、長いアームが伸びていますけれども、これが伸び縮みするのかとか、あと、石炭をどこに払い出しするのか、払い出しのホoppaがどこにあるのか、その辺が分からないので、揚貯炭に関して説明するような図面とか資料を用意していただきたいと思うのですが。

○事業者 図面については用意したいと思います。

概略、分かりやすく申し上げますと、9ページの手前の方のパイルにつきましては、こちらの中央にあります積み付け機でぐるっと端からドーナツ状に石炭を落としながら造っていくような形でございます。奥の台形のものにつきましては、ブルドーザーとかトラックを使って、アームが伸びるわけではございませんで、ブルドーザーとかトラックで、その北側の方に台形に積み上げる。概略そのような形でございますので、設備も含めて、また図面を用意して説明したいと思いますので、準備いたします。

○顧問 よろしいですか。

では、大分延びましたけれども、これで終わります。

○経済産業省 長時間にわたりましてご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

事業者様におかれましては、本日先生方からの質問や、それに対し資料を作成しますというご回答もございましたので、次回の部会、若しくは現地調査の場等でご説明をしていただければと思います。

現地調査、次回の部会の日程等は、後日ご調整させていただきたいと思っております。

それでは、本日の議題でありました山口宇部パワー株式会社の西沖の山発電所（仮称）新設計画の準備書1回目の審査をこれで終わります。本日はどうもありがとうございました。

——了——

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486